

所管部課	市民環境部 産業振興課		部長	木村 西	
件名	東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例を廃止する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例 東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>本条例は、東大和市の区域内に住所を有する中小企業勤労者に対し、生活資金の融資のあっせんをすることにより、その福祉を増進することを目的として制定されたものであるが、平成22年度以降利用実績がないこと、代替制度として東京都制度の利用が可能であることから、廃止するものである。</p> <p>施行日 : 令和6年4月1日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和5年10月11日 文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和5年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。